

福岡県パートナーシップ宣誓制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、性の多様性を認め合い、性的指向や性自認にかかわらず、人生を共にしたい人と安心して生活することができる福岡県を目指し、福岡県パートナーシップ宣誓制度の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) パートナーシップ

互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互に協力し合うことを約束した一方又は双方が、「性的指向（自己の恋愛又は性的な関心の対象となる性別についての指向）が異性のみでない者又は性自認（自己の性別についての認識）が出生時に届けられた性と異なる者」である二人の者の関係をいう。

(2) 宣誓

知事に対し、二人が共同して、パートナーシップにあることを宣誓することをいう。

(宣誓の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 双方がともに成年に達していること。

(2) いずれか一方が、福岡県内に住所を有しているか又は福岡県内への転入を予定していること。

(3) 双方に配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がなく、宣誓に係る相手方以外の者とパートナーシップにないこと。

(4) 双方が近親者（直系血族、三親等内の傍系血族、直系姻族）でないこと。ただし、養子縁組によって近親者となった者を除く。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、知事が指定する職員の面前において、パートナーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）を自ら記入し、次に掲げる書類を添付して、これを知事に提出するものとする。ただし、自ら記入することができないときは、他の者にこれを代筆させることができるものとする。

(1) 住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書又は戸籍の附票の写し

(2) 独身証明書その他これに類する書類

- (3) その他知事が必要と認める書類
- 2 宣誓をしようとする者には、宣誓書を提出する時に、それぞれ本人であることを明らかにするため、次に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。
- (1) 個人番号カード
 - (2) 旅券
 - (3) 運転免許証
 - (4) その他官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明書等であって、本人の顔写真が貼付されたもの。
 - (5) その他前各号に準ずるものとして知事が相当と認める書類

(宣誓書の記載における配慮)

- 第5条 宣誓をしようとする者は、性別違和（自己の身体の性別に違和感を持つことをいう。）その他知事が特に理由があると認める場合は、宣誓書において、戸籍上の氏名に代えて通称名を使用することができる。
- 2 双方又は一方と生計を同一とする子ども（実子又は養子をいう。以下「子」という。）がいる場合であって、宣誓書において当該子の記載を希望するときは、当該子との関係性を確認できる書類を提出することで、記載することができる。

(パートナーシップ宣誓書受領証の交付)

- 第6条 知事は、パートナーシップの宣誓をした者が、第3条に定める要件を満たしていると認めるときは、パートナーシップ宣誓書受領証（様式第2号。以下「受領証」という。）を宣誓した者の双方に交付するものとする。ただし、第3条第2号に規定する者のうち、福岡県内への転入を予定している者には、転入予定者受付票（様式第3号。以下「受付票」という。）を交付し、第7条に基づく転入届の提出があったときに、受領証を交付するものとする。

(県内への転入の届出)

- 第7条 第3条第2号に規定する者のうち、福岡県内への転入を予定している者は、第4条第1項の書類を提出した日から原則3か月以内に、転入届（様式第4号）に県内への転入を証する住民票の写し及び受付票を添付して知事に提出するものとする。

(受領証の再交付)

- 第8条 受領証の交付を受けた者が、受領証の紛失、毀損等の事情により再交付を希望するときは、受領証を再交付する。この場合において、再交付を受けた者は、再交付前の受領証を返還しなければならない。なお、紛失等の理由により返還できない場合は、発見後速やかに返還しなければならない。

- 2 再交付を受けようとする者は、パートナーシップ宣誓書受領証再交付申請書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。
- 3 前項の申請には、第4条第2項の規定を準用する。

（宣誓事項の変更の届出）

第9条 受領証の交付を受けた者が、住所、氏名、子氏名その他宣誓した書類の記載事項に変更があった場合（第10条の規定により返還する場合を除く。）は、パートナーシップ宣誓事項変更届（様式第6号）に変更内容が確認できる書類及び変更前の受領証を添付して、知事に届け出なければならない。

- 2 前項の届出には、第4条第2項の規定を準用する。
- 3 知事は第1項の規定による届出があったときは、その内容を確認し、変更後の内容に基づく受領証を交付するものとする。

（受領証の返還）

第10条 受領証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証返還届（様式第7号）に受領証を添付して、知事に受領証を返還しなければならない。

- (1) パートナーシップが解消されたとき。
- (2) 一方が死亡したとき。
- (3) 双方が県内に住所を有しなくなったとき（一時的な場合及び第15条第2項の規定により受領証を継続利用する場合を除く。）。
- (4) 第11条の規定により、宣誓が無効となったとき。
- (5) 紛失等の理由により再交付を受けた者が、再交付前の受領証を発見したとき。

（無効となる宣誓）

第11条 次の各号のいずれかに該当する宣誓は無効とする。

- (1) 宣誓書の内容に虚偽があったとき。
- (2) 第3条に規定する、宣誓の要件を満たさなくなったとき。

（受領証の不正利用）

第12条 知事は、宣誓した者が受領証を不正に利用し、又は偽造し、若しくは変造したと認めるときは、受領証の返還を求めることができる。

（事前調整）

第13条 宣誓をしようとする者は、あらかじめ宣誓をする日時、場所その他必要な事項について知事と調整するものとする。

(県内市町村との連携)

第14条 知事は、パートナーシップ宣誓制度を実施している県内の市町村と受領証の相互利用及び継続利用に関する協定（以下「協定」という。）を締結することができるものとする。

(他都道府県との連携)

第15条 知事は、パートナーシップ宣誓制度を実施している都道府県と協定を締結することができるものとする。

- 2 宣誓者が、本県と協定を締結している他都道府県へ転出する場合であって、「パートナーシップ宣誓書受領証継続利用届（様式第8号。以下、「継続利用届」という。）」を提出したときは、継続して本県が交付した受領証を利用することができる。
- 3 本県と協定を締結している他都道府県から本県へ転入した者は、当該都道府県において継続利用の手続がされた場合に限り、当該都道府県が交付した受領証を、本県において継続して利用することができる。
- 4 第2項の規定により継続して受領証を利用している者が、第10条第1号、第2号、第4号、第5号に該当した場合又は本県と協定を締結している他都道府県以外に転出した場合には、当該受領証を本県に返還するものとする。
- 5 第2項の規定により継続利用している受領証の再交付については、第8条の規定を準用する。

(個人情報の適切な取扱い)

第16条 この要綱に基づき収集した個人情報については、福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号）等に基づいて、適切に管理及び保管するものとする。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年1月1日から施行する。